

写

答 申

令和8年1月30日

調布市特別職報酬等審議会

## 1 審議の経過

本審議会は、令和7年12月25日（木）、市長から「特別職の報酬等について」諮問を受けた。

本審議会は、平成7年度審議会における答申を踏まえ、以後、概ね2年毎にその適正について審議をしているものであり、今回においても公正な立場から以下の資料に基づき、現在の議会の議員の議員報酬額、市長等常勤特別職職員の給料額及び退職手当の支給額並びに議会政務活動費の交付額について慎重に審議を進めた。

### 【資料】

- 資料1 令和7年度調布市特別職報酬等審議会委員名簿
- 資料2 調布市特別職報酬等審議会条例
- 資料3 令和7年度調布市特別職報酬等審議会開催日程
- 資料4 令和6年度における26市の審議会開催状況
- 資料5 令和7年度調布市特別職報酬等審議会資料集
- 資料6 令和5年度調布市特別職報酬等審議会答申（写）
- 追加資料1 令和7年度答申における「基本的考え方」に対する現状について
- 追加資料2 特別職等の報酬額等の改定検討について
- 追加資料3 平成27年度答申
- 追加資料4 市税総額に占める給料月額割合等

（審議会が出された意見）

- ・改定について、諸物価高騰の折、物価に応じての引上げは難しいと感じるが、ここ数年にわたり据え置きという状況も勘案すると、引上げ改定としてもよいと考える。ただし、教育長については他市と比較してその他の役職の水準以上の報酬を支払っているの  
で考慮する必要がある。その他の役職については少しずつ引き上げてよいと考える。市長以下特別職の報酬が上がることは、市や

- 景気の状態に関して、市民にプラスの印象を与えるのではないか。
- ・ 引上げの改定とするのであれば、報酬額については市の人口や予算規模等を踏まえ、各役職とも26市中概ね4位程度の水準を上限として検討することが一つの目安となるのではないか。ただし、政務活動費については、現状12位であり、4位という水準にこだわらずに検討してよいと考える。
  - ・ 2030年ごろまでは市の人口の増加が見込まれる中で、1%から2%程度の引上げは妥当。それを受けて今後議員になりたい人が増えたり、競争が生まれて、市のことを真剣に考えてくれたりする人が増えるのではないか。政務活動費に関しても他市と比較して低めの水準なので、少し厚めに改定してもよいと考える。
  - ・ 諸物価高騰の折、今回は報酬額の引上げが妥当。ただし、教育長については、26市の中でもトップクラスであり、改定を見送るのが良いのではないか。
  - ・ 教育長はこのまま据え置きが妥当。その他の市長・副市長等の職については、市の規模等を考え、ここで改定を行うのが妥当である。政務活動費について、各会派の持ち出し分を補うためには大幅な改定が必要だが、上げ幅が大きいので市民感情の面で理解を得るのが難しいと考える。
  - ・ 令和6年度の26市の改定の状況や、物価高騰といった状況等を見て、調布市も引上げが妥当と感じる。教育長に関しては、現在の額の据え置きが妥当と考える。

## 2 基本的考え方

本審議会は、特別職の報酬等の水準について判断をするに当たり、以下の点について考慮した。

- (1) 令和7年度に、市政施行70周年の節目を迎え、調布市総合計画に位置付けた、各施策、事業の着実な推進に向けて取り組みつつ、令和8年度以降も引き続き市民の安全・安心と市民生活支援

に適切に取り組む必要があり，市政の様々な重要課題に取り組む市長等やチェック機関としての議員の職責は，益々重要となる。

- (2) 景気の動向は上向き（平均の消費者物価指数（都区部総合）は，基準年（令和2年）から比較し，7.9ポイント上昇）。経済報告では，景気は米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの，緩やかに回復していると報告されている。

先行きについては，雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが，米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて，物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども，我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また，金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。社会情勢及び市民感情等を考慮する必要がある。

- (3) 市の財政状況は，堅調な市税収入に支えられ健全性を維持している。ただ，今後については，社会保障関係経費をはじめ，公共施設・インフラ・都市基盤の整備など財政需要の増大が見込まれることから，決して楽観視できるものではない。

- (4) 他市との均衡においては，26市の中では，全ての職において比較的高い水準であるが，令和6年度から令和7年度中に報酬審議会が開催された近隣市11市のうち7市で，対象は様々だが何らかの引上げ改定の答申が行われている（令和7年12月末時点公表資料等から確認）。近隣市の状況を踏まえる必要がある。

- (5) 令和5年度と同審議会においては「据え置き」の答申であったが，令和5年度から令和7年度までの東京都人事委員会勧告においては，公民較差の是正のため，一般職員の例月給が継続的に引上げ改定となっており，平成23年度と同審議会答申に基づく引き下げ改定以降の累積改定率を算出すると，プラス6.4%となる（令和7年度の給料表改定率を含む）。

なお、特別職及び市議会議員の令和5年度から令和7年度の期末手当については、一般職員に準じて改定している。

(令和5年度：0.1月の増額，令和6年度：0.2月の増額，令和7年度：0.05月の増額)

### 3 結 論

以上のことを踏まえ審議した結果、諮問のあった議会の議員の議員報酬額，市長等常勤特別職職員の給料額及び退職手当の支給額並びに議会政務活動費の交付額について，今後の特別職及び議員の職責の重要性や，市の財政状況，社会経済情勢や市民感情，近隣市の状況，一般職職員の給料の累積増減率などを総合的に勘案し，全委員一致で以下のとおり改定することが妥当であると判断した。

#### (1) 議長，副議長及び議員の報酬月額

	現行の 月額(円)	改定後の 月額(円)	改定額 (円)	改定率 (%)
議 長	640,000	650,000	10,000	1.56
副 議 長	580,000	585,000	5,000	0.86
議 員	550,000	555,000	5,000	0.91

#### (2) 市長，副市長，教育長の報酬月額

	現行の 月額(円)	改定後の 月額(円)	改定額 (円)	改定率 (%)
市 長	1,035,000	1,060,000	25,000	2.42
副 市 長	895,000	900,000	5,000	0.56
教 育 長	830,000	改定なし		

#### (3) 議会政務活動費の交付額（議員1人当たり）

	現行の 月額(円)	改定後の 月額(円)	改定額 (円)	改定率 (%)
政務活動費	25,000	30,000	5,000	20.0

(4) 改定の実施時期

改定の実施時期については、令和8年4月1日とすることが妥当である。

以上、令和7年12月25日付け07調総人人第6号による市長からの諮問に対し答申する。

令和8年1月30日

調布市特別職報酬等審議会  
 会 長 荻本 貞臣  
 会長代理 関森 正義  
 委 員 青木 浩子  
 前原 昌幸  
 増田 健治  
 三浦 詩子  
 村澤 康太  
 矢幡 秀治  
 吉田 征男  
 渡部 完治